出席停止について

上記のことについては、学校保健安全法、並びに同施行規則で指定された感染症にり患した場合に出席 停止となります(裏面参照)。学校医または主治医により、該当の感染症と診断された場合は、すみやかに 担任または学校に連絡し、医師の指示する期間、登校しないようにお願いいたします。出席停止期間は欠 席にはなりません。

なお、医師の指示により登校を再開させる場合には、下記の登校許可書を記入し、切り取らずに担任に ご提出ください。

※病気の状況により医師の診断書を提出していただく場合があります。

登校許可書(保護者記入)

茨城県立鹿島高等学校附属中学校長	殿

下記の疾病は治ゆしましたので、登校を許可願います。

1	病名					
2	発症した日		令和	年	月	Ħ
3	医師に指示された出席停止の期間	自至	令和令和	年 年	月 月	日 ~ 日
4	受診医療機関名					

令和	年	月	Е

保護者氏名	Éſ

〈学校確認欄〉

校長	教頭	教務	保健主事	養護教諭	学年主任	担任

※教務(原本)、コピー(保健室)保管。

学校において予防すべき主な感染症の種類と出席停止の期間

【学校保健安全法施行規則第18、19条】

分類	病名	出席停止期間
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、 ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで(症状が出た日の翌日を1日目と数えます。)
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは 5 日間の適正な抗生物質製剤 による治療が終了するまで
	麻しん (はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくか	耳下腺、顎下線または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過
hrh-	ぜ)	し、かつ、全身状態が良好になるまで
第 2 種	風しん	発疹が消失するまで
種	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	結核	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで(発症した日や症状が軽快した日の翌日を1日目と数えます。)
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで

【第3種 その他の感染症について】

その他の感染症は、通常学校感染症に指定しないが、感染拡大を防ぐために、必要があるときに第三種 の感染症としての措置をとることができる感染症のことです。

感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症、ノロウ	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで(下痢・嘔
イルス感染症、ロタウイルス感染症)	吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能)
マイコプラズマ感染症	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで(急性期は
	出席停止、全身状態が良ければ登校可能)
溶連菌感染症	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで(適正な抗
	菌治療開始後 24 時間を経て全身状態が良ければ登校可能)